



# 長野県報

3月22日(金)  
平成31年  
(2019年)  
第3060号

## 目次

### 規則

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 1
- 長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則(保健・疾病対策課) ..... 1
- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) ..... 2
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 2

### 告示

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく住所の変更の届出(障がい者支援課) ..... 2
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課) ..... 2
- 公共測量の実施(建設政策課) ..... 4
- 公共測量の終了(3件)(建設政策課) ..... 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) ..... 5
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) ..... 6

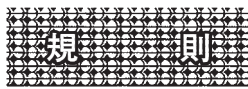
### 公告

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) ..... 7
- 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) ..... 7

### 訓令

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程の一部改正(保健厚生課) ..... 7

- 正誤(道路管理課) ..... 7



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第12号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「口蹄疫」の次に「豚コレラ」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年2月6日から適用する。

人事課

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第13号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「次の各号に掲げる」を「欠席日数が第3学年の所定の授業日数の3分の1を超える」に改め、同項各号を削る。

#### 附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

保健・疾病対策課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成31年3月22日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の感染症防疫等作業手当の項中「のうち」の次に「豚コレラ、」を加える。

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成31年2月6日から適用する。

経営推進課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「公益財団法人長野県体育協会」を「公益財団法人長野県スポーツ協会」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第119号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから住所を変更する旨の届出がありました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

名称	住所		変更年月日
	新	旧	
社会福祉法人デルプス福祉会	松本市寿豊丘642番地1	松本市寿豊丘609番地30	平成31年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第120号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口の うち 野辺山 原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 福島 日義 三岳 王滝村	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛ただし、検査を不要と認めた牛は除く。	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法